



鳥取県公報

令和3年6月22日（火）
第9311号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（371）（福祉監査指導課）	2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（372）（〃）	2
	知事指定薬物の指定（373）（医療・保険課）	2

告 示

鳥取県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ささ木在宅ケアクリニック	米子市西福原五丁目7-13	令和3年5月1日
武本クリニック	米子市西福原四丁目9-52	〃
よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	〃

鳥取県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	令和3年4月30日
ささ木在宅ケアクリニック	米子市西福原五丁目7-13	〃
武本クリニック	米子市西福原四丁目9-52	〃

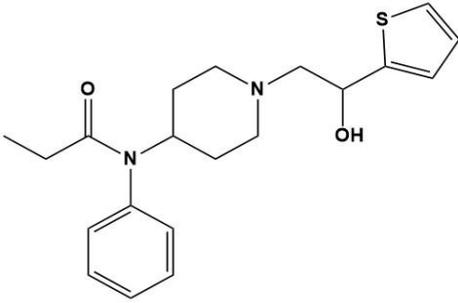
鳥取県告示第373号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
3-知(1)-1	β -Hydroxy thiofentanyl	N-{1-[2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類

		
<p>3-知(1)-2</p>	<p>4F-MDMB-B I C A、4F-MD MB-BUT I C A</p>	<p>メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類</p> 